

## 個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について

(平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号)

### 《解説編》

#### 1. 内容

当会は、認定個人情報保護団体として、個人情報取扱事業者である会員に対し、保有する個人データの漏えい、滅失、毀損又はそのおそれがある場合に、当会への報告書の提出をお願いするとともに、当会より主務官庁である経産省及び国交省（現在は個人情報保護委員会。以下「委員会」という。）への報告を行ってまいりました。

この報告は、昨年 5 月の改正個人情報保護法の施行により、個人情報取扱事業者の監督の主体が主務官庁から委員会に改められるとともに、改正前は適用除外であった取り扱う個人情報が 5,000 人以下の小規模事業者にも適用され、原則として、国内の全事業者が対象となりました。

なお、必要に応じ、①事業者内部における報告及び被害の拡大防止、②事実関係の調査及び原因の究明、③影響範囲の特定、④再発防止策の検討及び実施、⑤影響を受ける可能性のある本人への連絡等、⑥事実関係及び再発防止策の公表などの措置を講ずるのが望ましいとされております。

#### 2. 漏えい報告の根拠

「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（委員会告示第 1 号）」に記載のとおり、個人情報取扱事業者は、漏えい等事案が発覚した場合は、その事実関係及び再発防止策等について、速やかに委員会等に報告することとされております。

#### 3. 認定団体業務廃止後の対応

当会が認定団体業務を廃止する平成 30 年 4 月以降、委員会告示第 1 号に沿って報告をする場合は、直接委員会に報告書を提出していただくこととなります。

なお、①5,000 件以上の個人データの漏えい事案、②プレス発表（HP での公表を含む。）を予定している事案、③不正アクセスによる漏えい事案などの重大な事案の報告については、委員会への報告書の提出に加え、当会の各支部のほか旧主務官庁である経産省と国交省にも連絡をお願いいたします。